第4編 災害復旧·復興計画編

第1章 災害復旧・復興計画

災害復興・復旧計画は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、地震・津波災害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害などあらゆる災害の復旧及び復興計画に関するものである。

災害復旧に当たっては、各施設の原型復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関│財務班、会計班、企画観光班、建設環境班

I 基本方針

被災した施設は、本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度 に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の 新設又は改良を図るものとする。

Ⅱ 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規 定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

Ⅲ 実施内容

1. 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急対策終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するものとするが、その主な計画は次のとおりである。

2. 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予 算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1)公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川施設復旧事業計画
- ② 海岸施設復旧事業計画
- ③ 道路施設復旧事業計画
- ④ 砂防施設復旧事業計画
- ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- ⑧ 港湾施設復旧事業計画
- ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑩ 漁港施設復旧事業計画
- ① 公園災害復旧事業計画
- (2) 水道施設復旧事業計画
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4)都市災害復旧事業計画
- (5) 上下水道施設災害復旧事業計画

第4編 災害復旧・復興計画編

- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8)公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9)公立学校施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 文化財災害復旧事業計画
- (12) その他の災害復旧事業計画

3. 村及び県における措置

区分	実 施 内 容
激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した 場合において、村又は県において被害の状況を速やかに調査把握 し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を 行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努め るものとする。
緊急災害査定の促進	災害が発生した場合、村及び県は被害状況を速やかに調査把握し 緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業を 迅速に行われるよう努めるものとする。
災害復旧資金の確保措置	村及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その 負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事 業の早期実施を図るものとする。

第2節 災害住民相談計画

部署・関係機関|住民福祉班

I 基本方針

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター(仮称)」を 開設して、総合的な対応としての機能を発揮させるものとする。

Ⅱ 実施内容

1. 住民サポートセンター(仮称)の開設

本村における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、村では、国、県及びその他 関係機関と連携した「住民サポートセンター(仮称)」を開設するものとする。

2. 相談内容

住民サポートセンター(仮称)における相談内容(例)は、次のとおりである。

- ① 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- ② 各種資格証の再発行等手続(年金証書、健康保険証等)
- ③ 仮設住宅の入居
- ④ 災害援護資金
- ⑤ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑥ 医療、保健
- ⑦ その他

3. 設置場所

住民サポートセンター(仮称)は被害状況を勘案して、村役場及びその地域において日頃から活用されている公共施設等の施設に設置する。

4. 村の相談窓口等の開設

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

5. り災証明書等の発行

村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の以外の程度 を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示やり災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査やり災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者

の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計 画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

第3節 生活確保対策計画

部署 · 関係機関

財務班、会計班、総務班、企画観光班、建設環境班、住民福祉班、 産業振興班

I 基本方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号。以下「支援法」という。)に基づき、支援金の支給事務については県から被災者生活再建支援基金へ全部委託、または基金から村へ一部委託し、実施するものとする。

Ⅱ 実施内容

1. 計画内容(支援法の適用基準等)

(1) 支援法の適用

区分	基 準 内 容
適用基準	① 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項のうち第1号または第2号を満たす自然災害が発生した市町村 ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①~②に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ ①又は③の都道府県に隣接する都道県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万人未満に限る) ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万人以上10万人未満のものに限る)・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万人以上10万人未満のものに限る)
支給対象世帯	 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(2) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。支援金の使途は限定されない。

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援会 (住宅の再建力		計
①全壊 (損害割合 50%以		建設・購入	200 万円	300 万円
上)	100 万円	補修	100 万円	200 万円
②解体③長期避難		貸借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
④大規模半壊(損害割合 40%台)		補修	100 万円	150 万円
		貸借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
		建設・購入	100 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	補修	50 万円	50 万円
		貸借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

資料:内閣府「被災者生活再建支援制度の概要」

(3) 支援金の支給申請

申請窓口	大宜味村		
申請時の添付書面	ア 基礎支援金:罹災証明、住民票 等		
	イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等) 等		
申請期間	ア 基礎支援金:災害発生日から13月以内		
	イ 加算支援金:災害発生日から37月以内		

(4) 基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)は都道府県が相互扶助の 観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額 600 億円)

基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

(5) 村の事務体制

村の事務体制は次の表のとおりとする。また、県・被災者生活再建支援基金の事務体制は 県防災計画に基づくものとする。

〈村の事務体制〉

		事務	分掌
	必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
1	制度の周知	① 住宅の被害認定	① 支援金の支給(被災者の口座振込による
	(広報)	② り災証明書等必要書類の発行	場合を除く)
2	その他各事務	③ 被災世帯の支給申請等に係る	② 支援金の返還に係る請求書の交付
	に係る付帯事	窓口業務	③ 支援金の納付に係る請求書の交付
	務	④ 支給申請書の受付・確認等	④ 加算金の納付に係る請求書の交付
		⑤ 支給申請書等のとりまとめ	⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付
		⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	⑥ 返還される支援金、加算金及び
			延滞金の受領並びに基金への送金

(5) その他

入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活 再建支援法・同施行令、同施行規則、事務次官通達等により行うものとする。

2. 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「弔慰金法」という。)による災害援護資金

1	実施主体	大宜味村	 (条例の定めるところ	らにより実施。)
2	対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある 場合の災害とする。		
3	貸付対象	'②'により)、負傷又は住居、家	
4	貸付限度額	 ① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 250万円 ③ 住居の半壊 270万円 ④ 住居の全壊 350万円 ⑤ 住居の全体が減失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270万円(350万円) ⑧ ①と④が重複 350万円 () は特別の事情がある場合 		
		世帯人員	村民税における総成	听得金額
		1人	220 万円	
		2人	430 万円	
		3人	620 万円	
		4人	730 万円	
		5人以上) 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その)世帯の住居が滅失し	んた場合にあっては、1,270万円とする
6	利率	年3% (据置期間中は無利子)		
7	据置期間	3年(特別の場合5年)		
8	償還期間	10年(据置期間を含む)		
9	償還方法	年賦又は半年賦		
10	貸付原資負担	国 (3分の2)、県 (3分の1)		

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

緊急小口資金

貸	付「	限 度	額	10 万円以内
貸	付	利	率	無利子
据	置	期	間	貸付けの日から2月以内
償	還	期	間	据置期間経過後 12 月以内

福祉費(災害援護費)

貸	付	限 度	額	150 万円(目安)
貸	付	利	率	連帯保証人を立てた場合:無利子
				連帯保証人を立てない場合:年 1.5%
据	置	期	間	貸付けの日から6月以内
償	還	期	間	据置期間経過後7年以内(目安)

大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大、据置期間や償還期間の拡大の特例措置を実施することがある。このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、業開始資金、業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

村及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付ける。

(5) 国民金融公庫資金

- ① 更生資金
- ② 恩給担保貸付金
- ③ 遺族国債担保貸付金
- ④ 引揚者国庫債券担保貸付金

3. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ① 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- ② 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- ③ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

4. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給(災害弔慰金の支給に関する法律第3~7条)

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し

災害弔慰金を支給する。

1	実施主体	大宜味村 (条例に基づき実施。)
2	対象災害	・村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
3	遺族の範囲	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アに掲げる遺族がいない場合、死亡した者の死亡時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限 る。)
4	弔慰金の額	ア生計維持者が死亡した場合 500 万円 イその他の者が死亡した場合 250 万円
(5)	費用の負担	国 (2分の1)、県 (4分の1)、村 (4分の1)

(2) 災害障害見舞金の支給(災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条)

村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

<u>(1)</u>	実施主体	大宜味村 (条例に基づき実施。)
(I)	大旭土平	八旦外们 (木内に苺:ノさ天爬。)
2	対象災害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
3	支給対象	(②) により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する ア) 両眼が失明した者 イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ) 両上肢の用を全廃した者 キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク) 両下肢の用を全廃した者 ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が 前各号と同程度以上と認められる者
4	見舞金の額	ア)生計維持者が障害を受けた場合 250 万円
-		イ)その他の者が障害を受けた場合 125 万円
(5)	費用の負担	国(2分の1)、県(4分の1)、村(4分の1)

5. 災害義援金品の募集及び配分

(1)義援物資の受入れ

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検 討し決定する。

- ①義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会(以下、本節において「委員会」という)を設置する。
- ②委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町

村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

- ③県、村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付 窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。
- ④義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- ⑤受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に 配分する。

6. 被災者生活再建支援

県及び村は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、 自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象 は村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。

7. 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、村はそれらの制度の普及促進に努める。

第4節 住宅復旧計画

部署・関係機関 財務班、建設環境班、住民福祉班

災害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅等から恒久 住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復興に向けての資金融資及び貸付対策等について 定めるものとする。

I 基本方針

災害時における住宅の復旧対策を図る。

Ⅱ 実施内容

1. 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

村及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、村はり災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

- ① 災害復興住宅資金
- ② 地すべり等関連住宅資金
- ③ 宅地防災工事資金

(2) 個人住宅(特別貸付)建設資金

村は、災害に管内でよる住宅の被害が発生した場合において沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅(特別貸付)建設資金の災害り災者貸付制度の内容をり災者に周知させるものとする。なお、り災者が借入れを希望する際には「り災者証明書」を交付するものとする。

2. 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯者に賃貸するため 国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

(1) 適用災害の規模

災 害 種 別	基準内容
地震、暴風雨、洪水、高潮そ	ア)被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
の他の異常な天然現象によ	イ)本村区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
る場合。	ウ)本村区域内の滅失戸数が、その住宅戸数の1割以上のとき。
よ巛にトス担人	ア)被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
火災による場合	イ)本村区域内の滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 災害公営住宅の建設及び管理者

災害公営住宅は、村が建設し、管理することとする。 ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

3 住宅供給

村長は、必要な場合は全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空き屋の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

第5節 中小企業資金融資計画

部署·関係機関 企画観光班、産業振興班

I 基本方針

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

Ⅱ 実施内容

1. 農林業関係

1. 農業者への融資対策(農林水産部)

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農林業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天 災資金の活用を推進する。

沖縄振興開発金融公庫の農林業関係資金のうち、災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金(共同利用施設資金及び主務大臣指定資金)、農林漁業セーフティネット資金がある。その他に、沖縄県の「沖縄県農業災害資金利子補給事業」があるので、これらの災害金融制度の活用を図り、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県単独の「沖縄県農業災害資金利子補給 事業補助金交付規程」を適用して、低利の資金を融通して農業経営の維持安定を図るよう推進 する。

2. 林業者への融資対策 (農林水産部)

県は、被災林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業要共同施設資金(災害)等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3. 漁業者への融資対策(農林水産部)

被害漁業者の施設(漁船・漁具)、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに系統金融の活用を図るように指導推進する。

〈農林漁業関係の融資〉

- ① 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- ② 農漁業金融公庫資金による災害資金
- ③ 農林漁業セーフティネット資金

4. 中小企業関係

被害を受けた中小企業に対する融資及び斡旋は次のとおりである。

- ① 沖縄振興開発金融公庫資金
- ② 商工組合中央金庫資金
- ③ 沖縄県融資制度(中小企業セーフティネット資金)

第6節 被災者振興計画

部署・関係機関 財務班、住民福祉班

I 基本方針

この計画は、被災者の生活確保を目的とし、次のような諸便宜を供与するためのものである。 供与する便宜の種類は、以下のとおりである。

Ⅱ 実施内容

1. 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 地方税の特別措置

村は、税条例に基づき、以下の特別措置を行う。

①地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について一部軽減又は免除する。

②徴収の猶予

村は、災害により被害を受けた場合被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

③期限の延長

村は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

2. 職業のあっせん

公共職業安定所は災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、村と連携して以下の措置を講じる。

- (1)被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2)公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は 巡回職業相談の実施

3. 被災者生活再建支援

村は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤が著しい被害を受け、自立 して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、 村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。

4. 借地借家制度の特例適用

村長は、必要と認めるときは「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きをとるものとする。

5. 住宅供給

村長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を村営住宅に入居させる等の住宅確保を図るものとする。

第7節 復興の基本方針

部署•関係機関総務班

I 基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、 より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

Ⅱ 実施内容

1. 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において被災地域の再建を可及的速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、 復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障害者、高 齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2. がれき処理

県、村及び関係機関は事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

3. 防災むらづくり

防災むらづくりにあたり、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる河川道路、 公園、河川及び港湾等の基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公 共施設の耐・不燃化及び耐震性貯水槽の設備等を基本的な目標とするものである。

また、復興のため、集落の整備改善が必要な場合には、住民の早急な生活再建の観点から、 防災むらづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障 害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業等の実施 により合理的かつ健全な集落の形成を図るものとする。

4. 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)に規定する特定大規模災害を

受け、国の復興基本方針が定められた場合、村は必要に応じて県と共同して国の復興基本方針 等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の 特別措置の適用を受け、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

